

建築士制度小委員会（第5回）議事要旨

日 時：平成19年11月6日（火）15:30～17:30

場 所：国土交通省合同庁舎3号館4階特別会議室

出席者：村上小委員長、青木委員、金子委員（代理）、木原委員、河野委員、久保委員、笹田委員、戸田委員（代理）服部委員、藤本委員、牧村委員、町井委員（代理）、三栖委員

〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 国土交通省より、建築士受験資格（学歴要件、実務経験要件、専門能力を有する技術者の受験資格）について、論点整理、今後の方向性の説明を行った。
- 国土交通省より、講習制度に関する残された論点について説明を行った。
- 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった。

《学歴要件（指定科目）》

- ・ 建築に関する科目を60～65単位取得することは、建築学科卒業と同じような要件となっていると考えるが、どうして学科認定を行わず、敢えて指定科目という複雑な制度設計とするのか。
- ・ バランスよく履修することをチェックするに際し、9分野では細くないか。
- ・ 建築士資格の水準をきちんとしたものとし、設計・工事監理の専門資格者として十分な知識を得ているかを確認するためには、9分野の方が好ましい。
- ・ 建築施工というネーミングは、建築生産として方がよいのではないか。

《実務経験要件》

- ・ 大学院について、プロフェッショナルスクールを認めることは好ましいが、早期に内容を確定しないと、大学側で対応が困難となる。
- ・ 設計・工事監理に厳格化すべきであり、施工管理業務や建築確認は認められないのではないか。一方、建築士のその他業務は建築士事務所で行うものであり、認めてよいのではないか。
- ・ 設計・工事監理に役に立つ業務であっても、設計・工事監理のために必須の業務ではなく、実務経験としては認められないのではないか。
- ・ 建築一式工事の施工管理と別に設備関係の施工管理が行われている実態から見れば、建築一式工事の施工管理が認められるのであれば、同様に、設備関係の施工管理も認められるのではないか。

- ・ 建築確認業務も、設計図書が読めて、工事監理の知識も十分必要であり、建築士として十分な実務経験と言える。
- ・ 一つの建築物に関わり、設計・施工・建築確認等を行っている、建築生産の現場に関わる者について、実務経験として認めてよいのではないか。

《専門能力を有する技術者の受験資格》

- ・ 建築設計の専門分化を踏まえれば、建築設備士に一級建築士受験資格を付与し、活用していくことは問題ない。

《講習制度》

- ・ 構造・設備の講習に関し、レベルを高くしすぎて、資格者が限定された場合、設計が滞って、問題になる可能性があり、配慮が必要。
- ・ 必要とされる資格者が確保できない場合、資格者は資格が取れなかった人が設計したものについて、法適合確認を行う業務に忙殺されることが懸念される。
- ・ 資格者のレベルは維持しつつ、移行期には弾力的な講習の実施を検討すべき。
- ・ 既存の資格者についても十分に活用することも検討すべき。